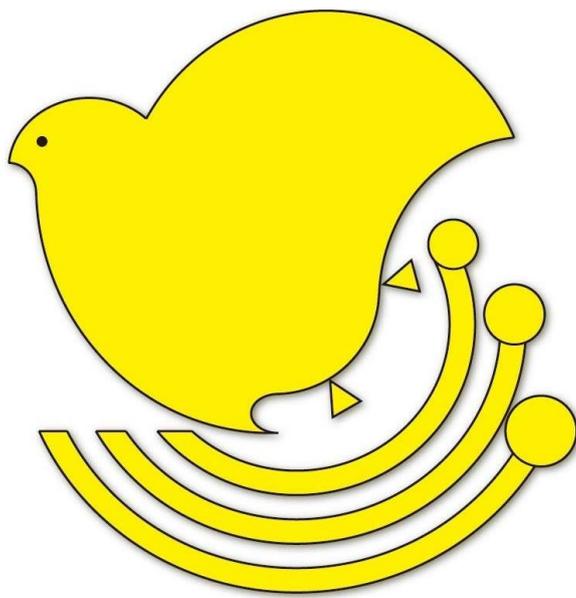


令和6年度 入園・進級のしおり 重要事項説明書



社会福祉法人八越会 ちどり保育園

- ※ このしおりはちどり保育園に在園中、ご家庭で必ず保管してください。
- ※ 見学・説明会を通して、ちどり保育園の保育をご理解の上、ご入園ください。
- ※ 新入園・途中入園のお子様に関し、持ち物一覧表が入っていますので、必ずご確認ください。

1. 児童憲章

- 児童は、人として喜ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。

2. 児童福祉法の理念

- すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

3. 保育理念

- 児童福祉法に基づき「保育を必要とする」全ての子どもの養護と教育を行う。
- 子どもの人権や主体性を尊重し、最善の利益を第一として、保護者や地域社会と力を合わせ、その福祉を積極的に進める。
- 支援センターの特性を活かし、専門機関と連携を図りながら、地域の子育て家庭の援助を行う。

4. 目的及び運営の方針

当園は「安心して園生活を過ごす」「生命の保持、情緒の安定を図る」「遊びの中からたくましく生きる力を身につける」を運営方針として、教育・保育を提供します。

当園は以下の法令及びその他の関係法令を遵守します。

- 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例48号）

5. 園の諸情報

(ア) 名称	: ちどり保育園
(イ) 法人名	: 平成24年4月より「社会福祉法人八越（やえつ）会」 平成24年3月まで財団法人ちどり保育園
(ウ) 住所	: 〒262-0023 千葉県花見川区検見川町 3-331-4
(エ) TEL/FAX	: 043-271-7828
(オ) ホームページ等	: https://chidori-hoikuen.ed.jp/ facebook : http://www.facebook.com/tidori.hoikuen Twitter : @tidori_hoikuen YouTube : http://www.youtube.com/user/tidorihoikuen

※ facebook、Twitter では、ちどり保育園ホームページ更新状況などを随時お知らせしています。YouTube では行事の動画などを掲載していますので、お気軽にフォローしてくださいね。

※ 左図のQRコードを読み込むと、ちどり保育園のスマートフォンサイトへアクセスすることができます。



6. 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

ちどり保育園 令和4年4月改訂 平成30年4月作成

ちどり保育園		保育目標		園の方針			
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づき「保育を必要とする」全ての子ども達の養護と教育を行う。 子どもの人権や主体性を尊重し、最善の利益を第一として、保護者や地域社会と力を合わせ、その福祉を積極的に進める。 支援センターの特性を活かし、専門機関と連携を図りながら、地域の子育てで家庭の援助を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭との連携を密にし、子育てを支えます。 健康で安全な生活が出来る保育環境を整えます。 地域の子育てを支える支援センターの機能を充実します。 		<p>遊びの中からたくましく生きる力を身につける。</p> <p>健康な心と体を育てる。好奇心・探求心を培う。自立心と協調性を身につけ、社会生活に必要な道徳性を培う。原動力・話す力・働く力を養う。</p> <p>自然に関心をもち、思考力や感性、創造力を豊かにする。</p>			
<p>安心して園生活を過ごす。</p>		<p>生命の保持、情緒の安定を図る。</p>		<p>重点的に取り組む保育の柱</p>			
健康を守る保育	食育を推進する保育	異年齢とのかかわりを大切に保育	人権を大切に保育	3歳児	4歳児	5歳児	幼小接続
<ul style="list-style-type: none"> 自己を十分に発揮して伸び伸びと行動する機会を大切にし、充実感や達成感を味わえるようにする。 自分の体を大切に、健康な生活に必要な習慣や態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食べることの楽しさを味わえるように、食の楽しさを味わえるように、食育活動の場を設ける。 食育活動の場を設ける。 食育活動の場を設ける。 食育活動の場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 互いに楽しみを持つとともに、憧れや思いのやり取りの気持ちを育む。 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でできるように保育を進める。 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。
健康	人間関係	環境	言葉	表現	表紙	表現	表現
<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や能力の異なることを受け入れ、互いに助け合えるように保育を進める。

7. 施設・設備の概要

(ア) 施設

敷地	敷地全体： 1021.03㎡	
	園舎： 402.07㎡	
園舎	構造： 鉄骨造2階建て	
	延べ面積： 942.25㎡	
	階数： 2階建て	建築年月： 平成18年12月

(イ) 主な設備

設備名	部屋数	備考
乳児室	2室	たんぽぽ0歳児組（0歳児クラス） たんぽぽ1歳児組（1歳児クラス）
保育室	4室	たんぽぽ2歳児組（2歳児クラス） すみれ組（3歳児クラス） きく組（4、5歳児クラス／縦割りクラス） さくら組（4、5歳児クラス／縦割りクラス）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	

8. 利用定員について

総定員110名。内訳は次のとおりとします。

- ・ 保育時間の認定を受けた満3歳以上の園児 : 65名
- ・ 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の園児 : 30名
- ・ 保育時間の認定を受けた満1歳未満の園児 : 15名

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

9. クラスについて

- ・ きく組（青）
 - ・ さくら組（緑）
- ） 年中（4歳児）年長（5歳児）の縦割りクラス編成となります。
- ・ すみれ組（赤） . . . 3歳児
 - ・ たんぽぽ2歳組（橙） . . . 2歳児
 - ・ たんぽぽ1歳組（黄） . . . 1歳児
 - ・ たんぽぽ0歳組（桃） . . . 0歳児

10. 職員の職種、職員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとします。職員の職務は子ども子育て支援法、その他関係法令の定めるところによるものとします。ただし、入園する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とします。

職 種	職員数	職務の内容
園 長	1名（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。また、併設している地域子育て支援センターの責任者を務める。
副園長	1名（常勤専従）	園長を助け、園長に何かあった際にはその職務を代行する。
主任保育士	1名（常勤専従）	園長、副園長を助け、地域の子育て支援を行うとともに保育、教育の内容について、他の保育士を統括する。
保育士	以下の基準以上の職員を配置する 満1歳未満児の園児3人につき1名 満1歳以上満3歳未満の園児6人につき1名 満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1名 満4歳以上の園児30人につき1名	園児の保育・教育に直接従事する。
調理師	1名	献立に基づき、給食及び補食を調理するとともに栄養士とともに園児の食育、栄養管理を行う。
栄養士	1名	献立に基づき、給食及び補食を調理するとともに調理師とともに園児の食育、栄養管理を行う。
園 医	1名（嘱託）	園児の健康管理、健康診断の実施。環境衛生、感染症予防等についての指導、及び助言。
園歯科医	1名（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診の実施。齲歯等の予防処置の実施等。
職員の所持資格	保育士、幼稚園教諭免許、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、調理師、栄養士	

11. 提供する教育、保育の内容

(ア) 特定教育・保育及び延長保育の提供

当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

静かな環境の中、十分に個性が発揮できる教育・保育を提供します。

(イ) 年間行事予定

入園式、クラス懇親会、なつまつり、夕涼み会、運動会、お芋掘り、チャリティバザー、クリスマスお楽しみ会、豆まき、お別れ会、卒園式等を予定しています。詳しい時期については別途お知らせいたします。

(ウ) 一日の流れ

- 午前7時～午前9時30分 : 朝の保育、順次登園、健康観察、持ち物整理。
- 午前中 : 戸外遊び又は室内遊び。3歳未満児にはおやつが出ます。
- 午前10時30分～午前11時（年齢により異なります）
: 食事の準備、食事、後片付け、午前12時より午睡
- 午後 : 自由遊び、午後3時におやつが出ます
- 午後4時30分～午後6時 : 夕方の保育、降園準備
- 午後6時～午後8時 : 夕方の延長保育（標準時間の場合）。

12.登降園について

必ず登降園ネームカード（登降園確認証）を着用の保護者が送り迎えをしてください。また、お迎えの方が変更になる場合は事前にご連絡下さい。（登降園ネームカード（登降園確認証）の着用がない保護者がお迎えの場合、お子様の引き渡しに時間が必要な場合もございます。）

車で登降園される場合、スクールゾーンのため通行許可書が必要な場合があります。（詳細は管内警察署にお問い合わせ下さい。）近隣は駐車禁止区域ではありませんが、不必要な長時間駐停車や道路交通法に違反するような停車、及び近隣住民の迷惑になるような停車はご遠慮頂きますようお願いいたします。

・ 登 園

午前9時30分までに登園してください。（遅刻、欠席の電話連絡は午前8時～9時30分までにお願いいたします。Chobiit for kintoneによる連絡の場合は当日の9時30分までにお願いいたします。）紙パンツ、紙おむつで登園する場合は、必ず綺麗な状態で登園してください。排せつ物などで紙パンツ、紙おむつが汚れている場合は、その場で保護者に着脱・交換をお願いする場合同じございますので、予めご了承ください。

・ 降 園

利用時間内に必ずお迎えをお願いいたします。（時間区分を超えた利用はできません）
午後4時30分以降、安全管理の都合上2階へは上がりません。また、降園の判断は保育室内からお子様を廊下へ出られたときとなります。再度、保育室へ戻る（トイレの利用や忘れ物を取りに行く等）場合は、必ず事務室へお声掛けいただいてから、ご入室をお願いいたします。

感染性の疾患（主に登園許可書に記されている疾患）については完全に治るまでお休みしてください。登園の際、病院より登園許可書を頂いてきてください。（登園許可書は病院にあります）

13.保育時間

(ア) 月～金曜日



(イ) 土曜日



A クラス別で担任と過ごす時間（担任が研修、休暇等はこの限りではありません）

B・C 保育士と職員が保育いたします（利用申し込みで確認いたします）

a 引継ぎ時間

利用時間、延長保育につきましては、勤務時間を「こども家庭課」に提出されました勤務証明と相違ないことを確認させて頂く場合もあります。

利用時間、延長保育とも申し込まれた時間を厳守してください。なお、延長保育を申し込まれていない方でも、お迎えが利用時間を過ぎた場合は延長保育料を納入して頂きます。詳しくは「延長保育について」をご確認ください。

14.給食について

(ア) 提供方法

自園調理にて提供いたします。原則として月～金まで行います。毎日の献立は給食室前に展示します。(献立内容は厚生労働省より示された食事摂取基準に基づきます)

(イ) 提供内容

献立表は毎月別途お知らせいたします。ちどり保育園は3歳以上児、未満児ともに昼食・補食を提供します。千葉市幼保運営課からの通知に従い、2号認定(3歳以上児クラス)のお子様の副食費(おかず代+おやつ代)については、今まで保育料の一部として、保育料と一緒に支払いいただいておりますが、無償化制度の開始した令和元年10月より、副食費のみを別途お支払いいただくこととなります。なお、主食(ごはん)については、今まで通り“無償”とさせていただきますが、次年度以降は物価の上昇などの影響を鑑みて“有償”とさせて頂く可能性もございますので、予めご了承ください。また、土曜日に登園する場合はお弁当をご持参ください。(満1歳までは園で用意します)

(ウ) 提供時間

おおむね10時30分～11時00分

(エ) 土曜日の昼食について

土曜日に登園する場合は給食の提供はございませんので、ご家庭でお弁当をご用意いただき、ご持参ください。ただし、ミニトマトなど窒息の恐れのある食べ物は絶対に入れないでください。なお、満1歳までは園で用意します。

(オ) 食物アレルギー等への対応

食物アレルギーの対応につきましては、調査票、生活管理指導票に基づきます。除去食の対応については千葉市、及び当園の給食を委託している株式会社幼稚園給食の仕様に基づいて対応いたします。なお、場合によっては対応できかねる場合もございますので、ご了承ください。宗教上の理由等による除去食は代替食を家庭よりご持参ください。

15.午睡について

すみれ、たんぽぽ組は年間を通じて午前12時～午後3時まで午睡します。

- 午睡用の敷布団、シーツ(すみれは午睡用マット)は園で貸与致します。一年間、大切に使用してください。なお、万が一破損、紛失された場合は、修繕、弁償をお願いいたします。(持ち物一覧表参照)
- 上掛け用綿毛布(カバー付き)、バスタオル1枚は、各自ご用意ください。シーツ等は毎週末、洗濯をお願いします。布団の乾燥、消毒は専門業者が月1回(土曜日午前)行います。

原則として、きく、さくら組は午後1時～3時まで午睡をします。

- 午睡用マットは園で貸与します。
- 上掛け用綿毛布(カバーつき)、バスタオル1枚は各自、ご用意ください。洗濯は週末にお願いします。(持ち物一覧表参照)

すみれ・きく・さくら組の個人用「ふとん袋」は毎週末必ず洗ってください。0歳児クラスはハウンサーで午睡することもあります。なお、カバーなどは週末にご家庭で洗濯して頂きます。

16.休日について

日曜、祝祭日、年末年始(地方公共団体に準じる)その他、天災地変等、園長が休園とした場合。なお、千葉市が発行しております「保育園・認定こども園等の適正利用にご協力ください」に記載の通り、保護者の方がご家庭で保育が可能な場合(お仕事がお休みのときなど)は家庭保育をお願いいたします。

保護者各位

こども未来部
幼保運営課長

食物アレルギーの対応について

近年、食物アレルギーで、原因食物の除去を必要とするお子さんが増えております。保育所(園)は集団給食ですので、その対応は現状の中でできる範囲のものに限られます。千葉市の保育所(園)では、以下のように進めていますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

1 保育所(園)給食における食物アレルギー対応の原則

- (1) 医師の診断による「保育所生活管理指導表」(以下、生活管理指導表)の提出を必須とします。
- (2) 食物アレルギーを有する児童にも給食を提供します。そのため、安全性を最優先とし、原因食物の完全除去対応(提供するか・しないか)を原則とします。

2 保育所(園)給食における対応について

- (1) 生活管理指導表による医師の診断、指導のもとに対応を行います。
 - ・保護者の方の判断によるアレルギー対応はいたしません。
 - ・乳幼児期は発達が著しいため、定期的な見直しが必要となります。アレルギー食の実施中は定期的に(3か月～12か月に1度)医師の診断、指導を受けて生活管理指導表を提出していただきます。
 - ・見直しの時期及び受診に必要な際は、保育所(園)に提出してある生活管理指導表を持参し、診断・指示内容等の変更の有無に関わらず医師の記載が必要です。
 - ・給食で使用しない食材のアレルギーを持つ場合でも、生活管理指導表の提出が必要です。
 - ・アレルギー食を解除する場合にも生活管理指導表に医師の記載が必要です。

*アレルギー食を提供する際には、十分注意しておりますが、他のお子さんと一緒に食事をするため、誤って食べてしまう場合も考えられます。「食物アレルギー個別支援プラン(様式4)」で、その場合の対処法をご相談させていただきます。

- (2) 保育所(園)給食では、全ての児童生徒に給食を提供するため「安全性」を最優先とします。
 - ・提供する給食は、「原因食物を完全除去した給食(除去食)」または「他の児童と同じ給食(通常食)」のいずれかを原則とします。(除去食は1種類となるので、食べられる食品が除去されることもあります。)
 - ・調理工程が複雑となる多段階の除去食対応(少量可、加工食品可、牛乳を使用した料理可等)は、安全性の確保が難しくなることから行いません。
 - ・保育所(園)で対応できないメニューの日は、それに代わるものを持参していただきます。(家庭から持参するものは全て完全除去対応のもの且つ家庭で食べたことのあるものでお願いします。)
 - 月末に翌月の予定献立表を配布する際、除去できる食品、代替食を持参する日などの対応について保護者の方と確認します。
 - ・症状誘発の原因となりにくいとされる調味料やだしについて、除去の対応が必要と診断された場合は、重篤な食物アレルギーがあることを意味するため、当該食品を使用する料理については、弁当を持参していただくことになります。

【参考】除去食品においてより厳しい除去が必要なもの(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚労省))							
鶏卵	卵殻カルシウム	牛乳・乳製品	乳糖	小麦	醤油・酢・麦茶	ゴマ	ゴマ油
肉類	エキス	大豆	大豆油・醤油・味噌	魚類	かつおだし・いりこだし		

- (3) ミルク、離乳食は個別対応といたします。購入不可能なミルク等の場合は保護者の方にご協力をいただく場合もあります。

17.利用者負担額等

当園が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

- (ア) 園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。
- (イ) 2号認定（3歳以上児クラス）のお子様の副食費（おかず代+おやつ代）について、今までは保育料の一部として、保育料と一緒にお支払いいただいておりますが、無償化制度の開始後は副食費のみをお支払いいただくことになりました。

1食あたり258円（おかず代193円、おやつ代65円）×20日（月の平均開所日数）

+ 口座振替手数料（140円）=5,300円

- ※ 令和6年4月から当園の副食材料費も**物価上昇などの影響を鑑みて“値上げ”**させて頂く可能性もございますので、予めご了承ください。
- (ウ) 延長保育を利用されるお子様は1時間ごとに基本保育料とは別に「延長保育について」に記された保育料をお支払いいただきます。
- (エ) 実施する行事・イベントによっては行事費を実費徴収いたします。
- (オ) 上記保育料等の他、実費徴収の保育用品等は以下の通りです。なお、園でご購入されても同等のものをご家庭で用意されてもかまいません。（ ）内の金額は在籍園児が次のクラスへ進級する際の実費負担費用となります。

クラス名	保育用品の内容（以下は新入園児を対象としています）	合計金額（税込）
たんぽぽ0歳児	ニットカラー帽、おたよりファイル、汚れ物入れ、通園カバン、未満児用れんらくちょう	3,927円
たんぽぽ1歳児	未満児用カラー帽、おたよりファイル、汚れ物入れ、通園カバン、未満児用れんらくちょう	3,700円 (600円)
たんぽぽ2歳児	未満児用カラー帽、おたよりファイル、汚れ物入れ、通園カバン、未満児用れんらくちょう	3,700円 (600円)
すみれ（3歳児）	以上児用カラー帽（日よけあり）、以上児用れんらくノート、名札、ソフト粘土板、ねんどねんどケース、きがえ袋、おたよりファイル、汚れ物入れ、ふとん袋、通園カバン	6,515円 (4,035円)
きく・さくら （4歳児）	以上児用カラー帽（日よけあり）、以上児用れんらくノート、パステル、名札ソフト粘土板、ねんど、ねんどケース、きがえ袋、おたよりファイル、はさみ、汚れ物入れうわばき袋、ワーク、布団袋、通園カバン	8,175円 (2,810円)
きく・さくら （5歳児）	以上児用カラー帽（日よけあり）、以上児用れんらくノート、パステル、名札ソフト粘土板、ねんど、ねんどケース、きがえ袋、おたよりファイル、はさみ、汚れ物入れうわばき袋、ワーク、布団袋、通園カバン	8,105円 (390円)
3歳以上児（任意）	スモック：1,750円	
全園児 （任意/使用枚数分）	園で保育中、使用するレンタル物品（ふき取り布、フェイスタオル）はリネンテック株式会社より洗濯、乾燥、殺菌消毒したものを使用しております。 ふき取り布：1枚14円 フェイスタオル：1枚32円	
在籍園児対象 （任意）	えんフォト（外部）より保育園の写真販売を行う場合があります。詳しい登録方法などは別途ご案内いたします。1枚当たり：L版/60円 2L版/120円 ダウンロード/60円	

価格は消費税10%を加えたもの（令和6年2月1日）です。消費税が改正された場合は、その税率に準じた価格となります。また、メーカー等の都合により、年度の途中で金額が変動する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

18.利用者負担額の納入方法

「利用者負担額」に記載する必要については、以下の方法により納入してください。

- (ア) 基本保育料は千葉市所定の口座振替依頼書へ必要事項を記入の上、保護者の方が選択された金融機関窓口へ保護者自身が「直接」ご提出ください。
- (イ) 副食費はちどり保育園所定の口座振替依頼書（リコーリース株式会社）へ必要事項記入の上、期日までにちどり保育園職員へご提出下さい。
- (ウ) 延長保育、実費徴収の保育用品、行事費等は所定の納入袋にてお支払いください。なお、延長保育料が未納の場合はその利用をお断りする場合がございます。

19.延長保育について

保育認定時間（短時間認定は9時～17時以外、標準時間認定は18時以降）を1分でも過ぎた場合は、毎月25日頃に配布される所定の納入袋にて、以下の延長保育利用料をお支払い頂きます。なお、令和3年4月から「公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて」に基づき、以下のとおり変更となります。

(ア) 延長保育料（月額）

3歳未満児 : 1時間当たり 3,000円

3歳以上児 : 1時間当たり 1,900円

- 延長保育を利用する月の前月25日までに延長保育申込書を提出して頂きます。また、利用時間に変更があった場合も延長保育変更届を変更する月の前月25日までに提出して下さい。変更届が提出されない場合、提出前の利用料を請求いたしますので、予めご了承ください。
- 電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しないこととします。ただし、電車（JR以外も含む）の遅延の場合は、事前に保育園へ電話連絡の上、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面（遅延証明書に限らない）を必ず表示させ、延長保育の職員へ提示下さい。
- 道路事情による遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、これまで通り料金を徴収いたします。

(イ) 月に1回だけの延長保育利用料

3歳未満児 : 1回あたり 1,500円

3歳以上児 : 1回あたり 1,000円

- 別途「突発的な延長保育利用に係る届出書」の提出が必要となります。月に2回以上利用した場合は延長保育申込書を提出して頂き、月額の料金を納入して頂きます。

20.利用の開始及び終了に関する事項等（各種手続きについて）

(ア) 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出ください。

- 口座振替依頼書（保育料納入用：提出先は各金融機関です。）
- 口座振替依頼書（副食費納入用：提出先は当園です。リコーリース／3歳以上児のみ）
- 延長保育申込書
- 離乳食問診票（0歳児のみ）
- レンタル物品利用申し込み用紙
- 副食費の口座振替に関する同意書（3歳以上児のみ）

入園されるお子様の情報や保護者の就労先の情報などについては、別冊としてお渡しする「園児・保護者等情報システム登録・編集マニュアル」に基づき、各種情報の入力をお願いいたします。

(イ) 退園に関する手続き

退園される方は、分かり次第、担任等へ知らせるとともに、施設（事業）利用取止め届をご提出ください。

(ウ) 転園、休園に関する手続き

転園（転所）、または休園を希望される場合は、決まり次第、速やかに担任等へ知らせるとともに然るべき届をご提出ください。

当園は、以下に掲げる場合に教育・保育の提供を終了します。

1. 在園児が小学校へ就学したとき。
2. 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
3. その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

令和3年1月20日

保護者 各位

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1 延長保育料

	月額	
	3歳未満	3歳以上
1時間当たり	3,000円	1,900円

※事前申し込み制

2 令和3年度以降の変更点

(1) 電車の遅延により、事前の申し込みなく、急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 理由を問わず、お迎えが遅れた場合は料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しないこととします。

※電車（JR以外も含む）の遅延の場合は、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面（遅延証明書に限らない）を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい（事前の電話連絡をお願いします）。

※道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車待ち等）は、従前どおり、料金を徴収することとなります（以下（2）については対象となります）。

(2) 電車の遅延以外の理由で、事前の申込みなく急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 月に1日のみの利用であっても月額料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、月に1日までの利用の場合の延長保育料を新たに設定します。

※延長保育料は、月に1日までの利用の場合、3歳以上：1,000円 3歳未満児：1,500円です。

（別途書類の提出が必要。月に2回以上利用する場合は月額料金。）

※基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いに変更はありません。

※あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(3) お迎えの遅れに係る判断基準について

ア どの時点を以て「お迎えに来た時間」となるか

従前は「帰り支度が終わり園を出た時間」としていましたが、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で統一させていただきます。

イ 1分でも遅れた場合は料金を支払うのか

原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみ料金が発生することとなります。

記入日： 年 月 日

延長保育申込書

(あて先) ちどり保育園 園長 吉岡敦志

保護者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

次のとおり、延長保育を申し込みます。

メールアドレス

@

児 童	住 所			
	ふりがな		性 別	
	氏 名		生年月日	
延長保育	標準時間	～19時まで ・ ～20時まで		
	短時間	(朝) 時～9時まで	(夕) 17時～	まで <計> 時間
	開始月			
保護者氏名(続柄)		()	()	()
勤務先	名 称			
	住 所			
	電話番号			
勤務時間	月～金	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	土曜日	: ~ :	: ~ :	: ~ :
時間外勤務、変則勤務等				
保育園から勤務先まで		交通手段 ()	交通手段 ()	交通手段 ()
交通手段及び所要時間		所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)
申 込 日				

----- はちどり保育園園長及び職員が記入します -----

上記、お申し込み内容に延長保育を 承諾いたします。

_____ の理由で承諾できません。

1ヶ月の延長保育料	3歳未満児 1時間ごとに3,000円
	3歳以上児 1時間ごとに1,900円

- 「延長保育のしおり」をよく読んで、保育園長の指示をお守りください。
- 保育園の送迎は、時間を厳守してください。
- 延長保育の利用を停止、一時停止、変更される場合は、速やかに「延長保育変更届」を保育園へ提出して下さい。
- 問い合わせ先は ちどり保育園 (043-271-7828) です。

ちどり保育園 園長 吉岡敦志 Ⓔ

職員確認欄	
-------	--

※ 令和5年4月の延長保育申込書です。

※ 最新の申込書が必要な方は担任保育士までお申し出ください。

21.保健衛生

- 内科健診・・・ 年2回実施
 歯科健診・・・ 年2回実施：年少、中、長のみの実施
 尿検査・・・ 年1回実施：4歳以上児のみの実施

- アレルギー体質、ひきつけ、持病のある園児は事前に担任へお知らせください。
- ちどり保育園の職員は季節に流行する感染症の情報を把握するとともに、適宜必要な研修を受講するように努めております。
- 各種予防接種は必ず受けてください。

(ア) 身体測定について

令和5年度の記録より Chobiit for kintone のシステムからいつでも実施記録を確認することが出来るようになりました。詳しい操作方法是「園児・保護者等情報システム登録・編集マニュアル」からご確認ください。

(イ) 嘱託医について

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
名称	石橋内科・小児科医院	馬場歯科医院
院長名	石橋 凱夫	馬場 隆
所在地	花見川区検見川町1丁目609	花見川区検見川町3-304-5
電話番号	043-273-8179	043-271-4322

(ウ) 園にお薬をお持ちになる場合

医師よりの与薬指示書が必要です。この与薬指示書がないと園では、保護者に代わって保育士がお子様にお薬を飲ませることができません。この指示書と各クラスにある与薬依頼の用紙へ必要事項を記入して頂いて、初めて保育園で保育士が保護者に代わってお子様へお薬を飲ませることが出来るようになります。

お薬は1回分をお持ちください。容器、袋に組、名前を必ず書いて、担任、職員に渡してください。その際、クラスにある与薬依頼にご記入ください。座薬、解熱剤は園では飲ませることはできません。また、市販の飲み薬や塗り薬、日焼け止め、虫よけなども保育士が保護者に代わって飲ませたり、塗ったりすることはできませんので、ご了承ください。

(エ) 登園許可証明書

以下の病気にかかれた場合、再度園に登園する際に提出する必要があります。

インフルエンザ、新型コロナウイルス、A群溶連菌咽頭炎、腸管出血性大腸菌感染症、麻疹、風疹、手足口病、流行性角結膜炎、ヘルパンギーナ、急性出血性結膜炎、流行性耳下腺炎、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症など）、水痘、マイコプラズマ肺炎、咽頭結膜熱、伝染性紅斑、伝染性膿痂疹（とびひ）、百日咳、ウィルス性肝炎、結核、突発性発疹症など。なお、感染状況によっては所定の様式ではない許可書を使用する場合があります。

(オ) 感染症について

感染症または食中毒が発生、蔓延しないように国の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。感染の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。また、園内は感染症対策のため24時間換気システムが稼働しております。

(カ) 以下の千葉市保育所嘱託医保育園園医部会発行の「保育所・保育園・認定こども園に入ったら」に記されている内容を必ず読んでください。

保育所・保育園・認定こども園に入ったら

千葉市保育所嘱託医保育園園医部会



保育所・保育園・認定こども園に入ると、お子さまたちは体調を崩す機会が一気に増えます。

入園後には、熱を出して登園できないうちがあたり、登園後に具合が悪くなったりと連絡がくることもありますが、風邪をこじらせて体調が悪い日や翌日に無理して行かせると、風邪をこじらせて肺炎や中耳炎になったり、下痢が治りにくくなったりします。特に0歳、1歳では抵抗力（免疫力）がよわいので、症状も重くなりやすく、治りにくいです。



集団生活では、我が子だけでなく、周りのお子さんの健康を守ることに配慮が必要です。そのための対応の仕方を紹介します。

① 予防接種を受けましょう。

自分で健康管理のできない子どもたちですから、集団生活の最初は互いに風邪や胃腸炎のうつしこの繰り返しになります。ワクチンで予防できる病気はできるだけ早くワクチンを接種して、少しでもかかる病気を減らしておきましょう。

予防接種がある病気は重症で感染力の強いものが多いです。病気を周りのお子さんにつうつさないという意味でも大切です。母子手帳で接種履歴を確認し、必要なものは入園までに接種をすませておきましょう。

② もしものために

もし園に預けられなくなったりした時のことを考えて、あらかじめ職場に考慮してもらえようをお願いしたり、祖父母ら身近な人たちにお願いでできるかを相談しておくなど、サポート体制を作っておくことも大事です。いざというときには、病児保育室のご利用も選択肢の一つになります。自宅や職場の近くの病児保育室に事前登録をしておくこともお勧めです。



病気になったときに、お休みしなければならぬ目安、登園してよい目安などは、かかりつけの医師とよく相談してください。別紙の基準も参考にしてください。

③ 集団生活におけるケガ

未就学児の行動は、予測が難しいことがあります。かみつき、ひっかき、つめを刺すなどのケガも多々あります。お子さん1人に保育者1人がついていては、子ども同士がかかわりあう以上、すべてのケガ、かみつきやひっかきを予防することはできません。子どもが集団で過ごす以上、この点は理解していただきたいと思います。園の中でケガを絶対にしないようにとお願いをしたら、集団保育の場にお子さんをお預けになるのはお勧めしません。

④ 登所・登園許可証明書 与薬指示書

千葉市では、医師会の協力を得て、「登所・登園許可証明書」と「与薬指示書」を利用しています。登所・登園許可証明書は、感染力の強い病気で休んだ場合に回復したことを確認する文書です。また、園には薬の管理責任者がいないため、誤与薬などのトラブルを防ぐため原則与薬は引き受けておりません。医師がどうしても投薬が必要と判断した特別な場合のみ「与薬指示書」を発行します。（家族の希望で発行する文書ではありません）

⑤ 保育所生活管理指導表（食物アレルギー用）

食物アレルギーがあり、除去しなければならぬ食物があるお子さんの場合、主治医に「保育所生活管理指導表」を記入してもらった必要があります。管理指導表にしたがって、園はそのお子さんに必要な食物アレルギー対応薬をとりまします。



(注)主治医および保護者の方へ

★保育所(園)に薬剤管理を専門にする職員はおりません。与薬をする子どもが増えるに伴い誤投薬の可能性も高まります。通所(園)中にどうしても与薬が必要な薬を除き、投与時間や回数に配慮し、できるだけ家庭で与薬が済ませられるようにご協力ください。

★アトピー性皮膚炎の軟膏などは、朝夕にしっかり自宅で塗布しても効果が得られないときのみ保育所(園)での塗布をご指示ください。

★アレルギー対応の与薬は、インタールはこの与薬指示書に、発作時の内服は保育所生活管理指導表に記入してください。

(千葉県医師会保育所嘱託医部会)

与薬指示書

保育所(園)長様

下記の保育所(園)児について当院で加療中ですが、登所(園)保護者にかわり与薬をお願いします。

保育所(園)名 _____

病名 _____

<input type="checkbox"/>	熱性けいれん予防	薬の名前 ダイアアップ()mg	形状 座薬	内容 熱性けいれん予防	投与が必要な状態 体温が()℃以上
--------------------------	----------	---------------------	----------	----------------	-----------------------

★ダイアアップ座薬は、保護者から説明を得て使用する。使用後に眠気、興奮状態、ふらつき、意識障害などの副作用があるため、ダイアアップ座薬投与後は通常保育は中止し、別室で注意深く様子を観察する。保護者から説明する必要がある場合は、保護者から説明をお願いします。

<input type="checkbox"/>	その他	薬の名前	形状	内容	保育中に投与が必要な理由
			袋)		
			液(1回 cc)		
			錠剤(1回 錠)		
			その他()		
		保育所(園)での与薬時刻	昼食前	昼食後	その他()

今回の処方投与期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

登所・登園 許可証明書（千葉市版） R5.6改訂

氏名 _____

証明日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所・登園可

該当疾患 に○	疾患名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、軽快した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、軽快後1日を経過するまで ※ 解熱剤を使用せずに軽快し、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有な咳が消失するまで ※ 咳止めの薬物療法による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが消失し、かつ、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角膜炎	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	流行性脳脊髄膜炎	発熱し機能的に回復し、かつ、全身状態がよくなるまで
	腸チフス・腸熱症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（急性型）	肝機能値が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（ _____ ）	

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（ _____ ）

医療機関名

医師名

（作成：千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課）

22.安全管理

(ア) 地域防災拠点、広域避難場所

当園の地域防災拠点、広域避難場所は次の通りです。

地域防災拠点	検見川小学校 : 043-273-8030
広域避難場所	東大グラウンド: 千葉市花見川区花園町1035

大規模災害の発生により、電話・携帯電話などが不通となった場合はNTT災害用伝言ダイヤル(171)を活用して、園の最新の情報を入手してください。

(イ) 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先へ連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対応を行います。

(ウ) 非常災害時における対応

防火管理者を定め、迅速かつ的確に対処できるよう非常災害対策計画、及び事業継続計画を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

火災通報装置、非常通報装置（SECOM）、AEDを設置しております。

防火管理者	理事長 吉岡正夫
避難訓練の内容（毎月）	消火訓練、地震時の避難、水害時の避難、不審者対応 消防署立会いの下での防災訓練

(エ) 臨時休園について

次ページに示している通り、気象庁からの特別警報などが発令された場合などは臨時休園となります。

休園期間については当園ホームページや各種SNSでお知らせいたします。また、メールマガジンのシステムを活用した情報発信システムで休園に関する情報を発信いたしますので、別紙として配布いたします「園児・保護者等情報システム 登録・編集マニュアル」から各種情報を入力してください。入力された情報を基に緊急時などのメールを発信いたします。

23.保険に関する事項

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済	ほいくのほけん
保険の内容	保育園内、園外保育での事故	保育園内、園外保育、通園途中
保険金額	年額131円（予定/令和5年度実績）	無償（千葉市一部補償）
補償について	各規約によります。	

【民間：保護者宛】

令和5年6月1日

保護者各位

幼児運営課長
幼保指導課長

防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応について
(令和5年度版)

表題の件について、お子様の安全と保護者の皆様の安心を第一に考え、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 臨時休園の基準等について

原則として、午前6時の時点で、下表①～③のいずれかに該当する場合には、**臨時休園**とします。
(一時預かり、休日保育も同様)

分類	休園基準	休園対象	備考
① 特別警報 【気象庁が発表】	以下のいずれかの特別警報 大雨、暴風、暴風雪、大雪、 波状、高潮	原則、市内全域各休園	
② 警報情報 【千葉県が発表】	以下のいずれかの警報情報 緊急地震速報 ・津波警報 ・高潮警報等	(ア) 市内全域に警報情報 → 市内全域各休園 (イ) 一部区域に警報情報 → 当該区域に所在する園 のみ各休園	※市の避難情報は、避難が必須な区域にのみ発令されます。避難が不要な区域は発令されず、避難指示は発令されていません。 ※「警戒レベル0相当」の表記は、必ず発令された避難区域ではありません。
③ 放送の計画運休 【JBCの発表】	以下のいずれかの運休 ・急ぎの計画運休 ・朝の通勤時間帯に全園 計画運休を実施予定	原則、市内全域各休園	※全園計画運休の場合が対象となります。一部区域での運休は対象外です。

※避難情報について
市が発表する避難情報は、災害ごとに所限のおそれがある地域に発して発令されます。
【避難対象】
土砂災害 …土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所内の世帯
水害、森林災害…浸水想定箇所に含まれる町丁目単位
【千葉県地震・風水害マップ】(PDF)で避難対象に該当するか確認できます。
URL: https://www.city.tba.jp/soumu/chi/kami/2019/11/saifuusai/01_buzardmap.html

2 特別警報などの発令時間等に応じた対応

原則、午前6時の時点で休園の可否を判断しますが、このほか、特別警報等の発表時間等に応じた対応は、下表のとおりとします。

対応	休園等	要の対応
① 特別警報後(生体等に危険)に休園基準に該当しなくなった場合	休園 ・午前中の早い段階で解除になった場合もその日は休園とします。	
② 午前6時を過ぎてから休園基準に該当した場合は	原則として、 原則として、原則として、 休園	原則として、引続き閉園となります。状況に応じて家庭での保育が困難な児童の受け入れを要察し、必要に応じて、保護者の安全と配慮した上で、早急の対応を要する。避難情報に際した対応は、避難情報と必要、園長等が適宜判断を講ずることとします。
③ 午前6時の直前まで休園基準に該当していた場合は	原則として、 原則として、 加害期間	園の受入体制の確保に時間を要し、開園が困難な場合があります。 ※発令になった場合の各園の対応方法等については、事前に園に確認しておいてください。

【民間：保護者宛】

3 臨時休園等の周知方法について

- ・各園から保護者の方にメールや電話等によりご連絡します。
- ・休園の状況については、幼児運営課HP等でお知らせします。

4 災害時保育について

- ・建物内への立ち入りが危険である場合、ライフライン（電気、ガス、水道）が止まっている場合、建物等に甚大な被害を受けるなど安全に保育が行えない場合は、休園や近隣園等の合同保育の実施について、園と行で協議して決定し、園から保護者へお知らせします。
- ・合同保育を実施する場合は、在園園と受入園が十分に打ち合わせを行い、保育が必要な保護者に対して準備するもの等の案内があります。

5 保育料及び給食費の取扱いについて

原則として、日割り計算や減免対応は実施しません。

＜参考＞防災気象情報等の主な入手手段について
自分の命を自分で守るため、あらかじめ情報入手手段を確保しておきましょう。

ツール名称	概要	要約	QRコード
気象庁 あなたの身の防災 情報	本市の各種気象情報などが一つのページにまとめられた気象庁のWEBサイトです。	不要	
ちばし安全・安心 メール	登録者に防災・防災情報を電子メールで配信するサービスです。	必要	
Yahoo!防災速報 アプリ	「自治体からの緊急情報」は配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。	必要	
市広報広報課 ツイッター	災害時や、停電などの障害にふりまわりのホームページが稼働していない場合でも、緊急情報を発信しています。	必要	

24.虐待防止の措置

(ア) 発生予防

- ・ 職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担を軽減できるように努めます。
- ・ 保育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行います。
- ・ 地域活動を通して、地域子育て家庭の孤立を防ぐ等の支援を行います。

(イ) 早期発見

- ・ 前兆を見逃さないよう、園児や家庭の様子に注意を払います。
- ・ 虐待が疑われる場合は速やかに園内で情報を共有し、記録します。また、関係機関への通告等を検討します。

(ウ) 虐待が発生している家庭への援助

- ・ 関係機関との連携を図り、担当者のみでなくチームで支援を行います。

(エ) 虐待に関する専門機関の連絡先

- ・ 花見川区健康課 : 043-275-6295
- ・ 児童相談所 : 043-277-8880

25.絵画、体育の時間（ちどり保育園の独自サービス）

ちどり保育園の独自サービスの一つとして、きく・さくら組は絵画、体育を“無料”で受講することが可能です。なお、各時間とも8月はお休みとなります。

- ・ 絵画 : 塚田清講師（月2回 水曜日午前中）
- ・ 体育 : スポーツクラブカンピオーネ講師（原則、毎週木曜日午前中）



卒園制作は油絵で自画像を描きます。



運動会では体育発表・パラバルーンなど披露します。その様子はYoutubeで公開しています。

26.保護者会「ちどりの会」について（現在、休会中）

行事のお手伝い等を通じて保護者の交流を図ります。会則は入園式に配布します。総会は5月の懇親会に行います。年会費は5,160円（1ヶ月430円）となります。卒園児は会費以外に6,300円を積み立てております。

27.服装について

体温調整のため、脱ぎ着しやすい服装で登園しましょう。衛生上、引きずるズボン、手が隠れるような上着は避けてください。（着替えを必ずご用意ください。枚数につきましては持ち物一覧表をご覧ください）

髪をしぼるゴムについては、飾りのないものにしてください。飾りがあった場合、帽子をかぶれなかったり、転んで飾りがぶつかり、お子様の顔や頭などを傷つけたりする場合があります。園で飾りをなくされたとしても探すことはできませんので、ご了承ください。（金属製の髪ピン、髪留め類は危ないので使えません）

28.持ち物等

すべてに名前を書きましょう！（詳しい名前の位置などは持ち物一覧表をご覧ください）

(ア) 通園カバン

- ・ 肩掛けかばんを使用します。（園で用意したかばんを購入して頂くか、同様のものをご家庭でご用意ください。）
- ・ かばんにはすでに名前が書かれていますので、何もつけないでください。

(イ) カラー帽子

- ・ クラス別のカラー帽を使用します。（園で用意した帽子を購入して頂くか、同様のものをご家庭でご用意ください。）毎週末、洗濯をしてください。なお、乾燥機は使用しないでください。
- ・ 3歳以上児となると行事や戸外遊びが多くなるので、3歳以上児の帽子には「日よけ」が付きます。

(ウ) 名札

- ・ すみれ、きく、さくら組のみ使用します。（園で用意したものを購入して頂くか、同様のものをご家庭でご用意ください。）

(エ) はし、フォーク・スプーン

- ・ すみれ、きく、さくら組は、はし・フォーク・スプーン（ケース、袋入り）のみ使用します。たんぽぽ組（0、1、2歳）は園で用意いたします。

(オ) お手拭きタオル

- ・ 30cm四方くらいでかけひも付きのタオルをご家庭でご用意ください。

(カ) 水飲みコップ

- ・ 手つきコップを使用します。（巾着袋入り）ご家庭でご用意ください。

(キ) 連絡帳

- ・ たんぽぽ組は、その日の体温、食事等をご記入ください。
- ・ すみれ、さくら、きく組は連絡事項等があればご記入ください。行事などを実施した際の感想をご記入いただくと保育士の励みともなりますので、ご記入いただくと幸いです。
- ・ 連絡帳用ファイルは園で用意したものを購入して頂くか、同様のものをご家庭でご用意ください。クラス用連絡ボードがありますので必ず毎日ご覧ください。（連絡帳、ファイル等にシールは貼らないでください）

(ク) 上履き

- ・ きく、さくら組は上履きをご用意ください。

(ケ) 防災頭巾

- ・ 災害時に使用します。ご家庭でご用意ください。

(コ) 体操服

- ・ 特に指定はありません。きく・さくら組で行う体育の時間には動きやすい服装で登園してください。

(サ) スモック

- ・ 年中、年長2年間を通じて行事、卒園制作で着用します。園で用意したものを購入されても、ご家庭で用意されてもかまいません。



- ← こちらのQRコードより、持ち物でわかりづらい
- ← 内容を動画（Youtube）で公開していますので
- ← お気軽にご覧下さい。

29.その他

- (ア) おむつ、着替え等は持ち物一覧表をお読みください。使用済みおむつの持ち帰りはありません。使用枚数は各ご家庭で把握して下さい。なお、使用済みおむつの破棄費用については徴収いたしません。
- (イ) 月初めに園だより、月末に献立表が配布されます。
- (ウ) 保育園の主な行事一覧は5月に行われるクラス懇親会に配布します。
- (エ) ちどり保育園は面談週間などを設けておりませんので、お子様の発達等について個別に相談を希望される方は、遠慮なく担任へお申し出ください。面談の日時については随時調整いたします。
- (オ) きく・さくら組は保育室が2階となります。必ず保護者の方が各保育室まで送り迎えをしてください。その際に必ずクラス用連絡ボードをご覧ください。
- (カ) 各種徴収袋(延長保育料など)は登園時に職員へお渡しください。降園時はお預かりできませんので、ご了承ください。
- (キ) 職業、住所、電話等変更があった場合は早急に Chobiit for kintone による変更、及び担任までお知らせください。
- (ク) シール、おもちゃ、お菓子、写真等は紛失、トラブルの原因となりますので、園には持ってくる事ができません。

30.適正利用について

千葉県より保育園等の適正利用に係る啓発資料「保育園等の適正利用にご協力ください」が作成されました。趣旨をご理解いただき、可能な限りのご協力をお願いいたします。

31.個人情報の取り扱いに関して

(ア) 基本方針

社会福祉法人八越会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることをお知らせします。

(イ) 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って個人情報の収集、利用、提供を行います。

個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。

個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。

(ウ) 安全性確保の実践

当法人は、個人情報の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。

個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価、見直しを行い、継続的な改善に努めます。

(エ) 個人情報保護に関するお問い合わせ

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については以下でお受けいたします。

ちどり保育園 園長 吉岡 敦志
ちどり保育園 副園長 吉岡 久子

保育園・認定こども園等の 適正利用にご協力ください

★保育園等は…

お仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを
保護者に代わって保育する場所です。

★ご家庭で一緒に過ごせる日や時間には…

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。
ご家庭で保護者と一緒に生活することで、
子どもの心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。

2号・3号
認定の方へ



【例】認定事由が就労の場合
利用時間の原則は…
「勤務時間+通勤時間」

●保護者のみなさまに具体的にお願いしたいこと

保育園等は、原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量
に応じた利用時間であっても、ご家庭で一緒に過ごせるときは早めのお迎え等にご協力ください。

次のように保育園等をご利用いただくよう、ご協力ください。

- ◆ お仕事の帰りにお買い物に寄ってから、お子さんのお迎えに行く

➡ 😊 お子さんのお迎えに寄ってから、お買い物にいきましょう

- ◆ 上のお子さんの習い事の送迎や行事に参加するため、下のお子さんを預ける

➡ 😊 習い事の送迎や行事の参加に、可能な限り下のお子さんも連れていきましょう

*やむを得ず預ける場合には送迎・行事が終わり次第お迎えのご協力をお願いします。

- ◆ 休暇等で時間に余裕があっても、お子さんを預ける

➡ 😊 用事が終わり次第早めのお迎えをするなど、ご家庭で
お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう



育児休業中に上のお子さんを保育園等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を
増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。

*下のお子さんのお世話により、上のお子さんと一緒に過ごす時間が少なくなると
思います。上のお子さんと過ごす時間を積極的につくるよう心がけましょう。

ここでは、保育園等に関するみなさまからの
素朴な疑問にお答えします。



●保育士さんはどのような仕事をしているの？

子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが・・・

- 子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、日々成長するお子様に合わせた保育の提供ができる工夫をしています。
- 子どもたちが活発に遊び、気持ちよく安心して過ごせるようにしています。
 - 日々の保育内容の計画・実施・振り返り
 - 玩具の補修
 - 室内・トイレなどの清掃・消毒作業
 - 花壇や畑作りなどの環境整備
 - 園庭清掃・園庭遊具の点検
 など、様々な仕事があります。

●保育士さんが不足しているって聞いているけどホント？

配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが・・・

- 保育時間が11時間と(延長保育を行う場合はさらに)長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士等の確保が困難な状況となっています。
保育士等が長時間勤務することで延長保育を対応している場合もあります。
- みなさまから少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

●保育料を払っているから、いつでも保育園等を使っていいんでしょ？

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが・・・

- 保育に関する費用の約90%は、実は市民のみなさまの税金で賄っています。
- 保育園等の利用は、原則、認定された事由でのご利用になりますが、
保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、
例外的に、保育園等の利用は可能です。
なお、その際は平日の9～16時頃までの利用にご協力ください。

個々の家庭により、様々な事情があると承知しています。
可能な限りのご協力をお願いいたします。
千葉市では、保護者のみなさまと保育園等が、
支え合える関係を目指しています。



令和5年10月

 **千葉市**

こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課
(代表)043-245-5726

32.ご意見、ご要望について

ご意見・ご要望を頂く場合、職員の誰でも承りますが、ちどり保育園としての担当者、責任者は以下のとおりとなっております。「ご意見、ご要望の解決のための仕組みについて」は事務室脇に掲示しています。

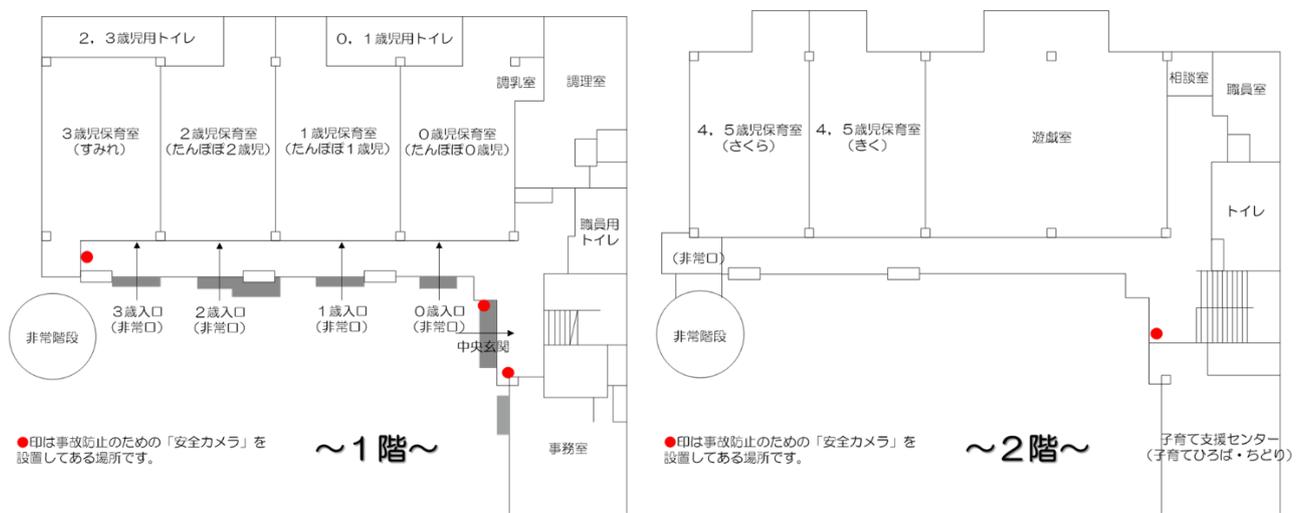
- ご意見、ご要望受付担当者 : 吉岡久子 吉岡敦志
- ご意見、ご要望の相談解決責任者 : 吉岡正夫 吉岡敦志

33.留意事項

当重要事項説明書の内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前に説明させていただきます。

ちどり保育園におけるお子様の生活が、より楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては当保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

34.ちどり保育園の見取り図



ちどり保育園 公式 Youtube チャンネルはこちらから！



チャンネル登録をお願いします♪